

社会保障・税番号制度への対応について

1 社会保障・税番号制度について

(1) 社会保障・税番号制度

法律名：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

公布日：平成25年5月31日

施行日：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(2) 社会保障・税番号制度の概要について (P2~7)

2 今後の対応について

(1) 庁内の対応

- ・「社会保障・税番号制度庁内連絡会議」(P8)において円滑な導入および有効活用の推進を図る。

予定業務：①対象事務の見直し検討(～H27年度)

②既存業務システムの改修および基盤システムの整備(～H27年度)

③特定個人情報保護評価の実施(H26年度～)

④県民等への啓発・周知(H27年度～)

(2) 市町への対応

- ・県・市町間における番号制度対応に伴う各種事務および情報システムの連携、情報共有、情報交換の場として、社会保障・税番号制度に関する県と市町による連絡会議を設け、相互の連携により県、市町における円滑な番号制度の導入を図る。

社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

個人番号の利用範囲

別表第一(第9条関係)

社会保障分野	年金分野	⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働分野	⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療・その他分野	⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
	税分野	⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。
災害対策分野	⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。 ⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。	

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

番号制度導入によるメリット～導入前～

住民

各種手当の申請時、関係各機関を回って、添付書類を揃える。



各種手当の申請時に必要となる情報(例)

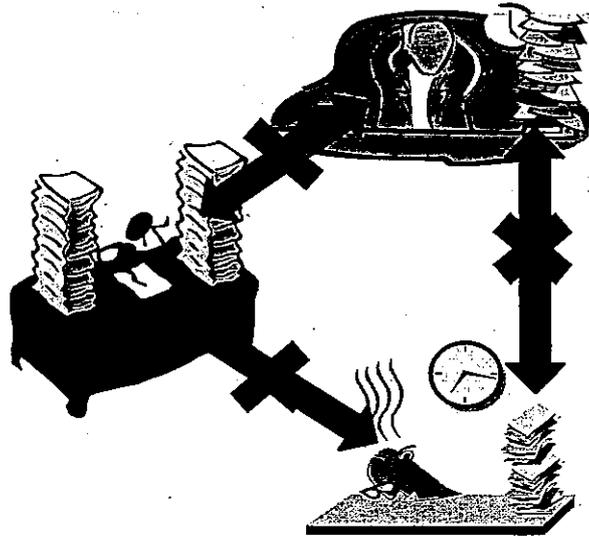
- ・住民票関係情報(市町村長)
- ・地方税関係情報(市町村長)
- ・障害者関係情報(都道府県知事)
- ・医療保険給付関係情報(医療保険者)
- ・年金給付関係情報(公的年金給付の支給者)



行政機関・地方公共団体等の間や、各団体内部の業務間における情報の連携が不足していること等から、本来給付を受けることができるが未受給となっている者がいる一方で、本来給付を受けることができないにもかかわらず不正に給付を受けている者がいる状況が発生。

行政

- ① 確認作業等に係る業務に多大のコスト
 - ・住民に提供されるサービスの受給判定のために、他自治体、関係機関から收受した情報を確認する手間・作業の負担が大きい。
 - ・外部から提供されたデータと自治体内で保管するデータとを結びつける作業時に、転記・照合・電算入力ミスが発生する可能性。
 - ・手作業による事務、書類審査が多く、手間と時間、費用がかかる。
- ② 業務間の連携が希薄で、重複して作業を行うなど、無駄な経費が多い。



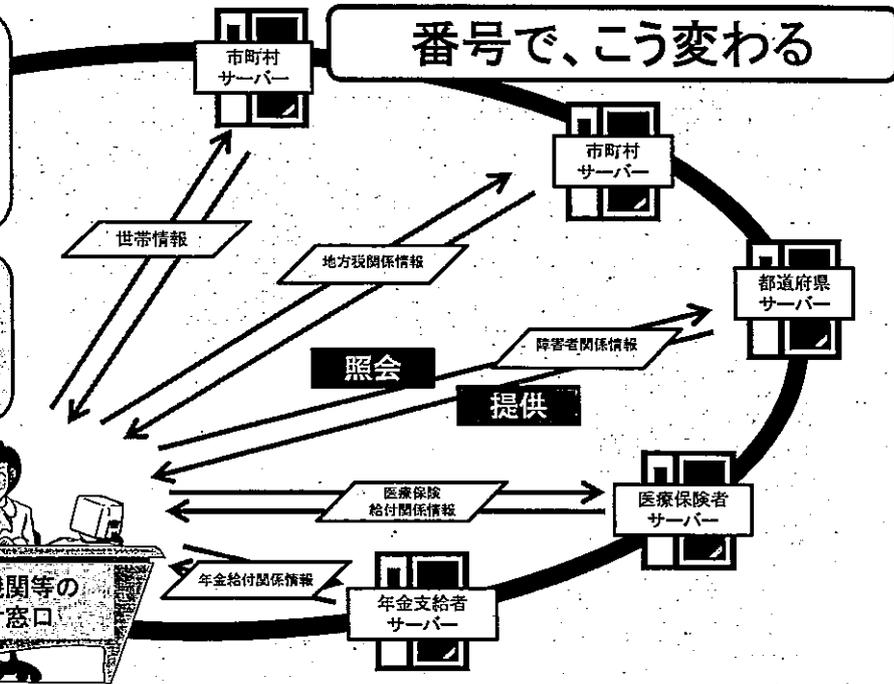
「住民」と「行政」の両者にとって過重な負担

番号制度導入によるメリット～導入後～

番号で、こう変わる

行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報が、同一人の情報であるという確認を行うことができ、行政機関、地方公共団体等の間において当該個人情報の照会・提供を行うことが可能となる。

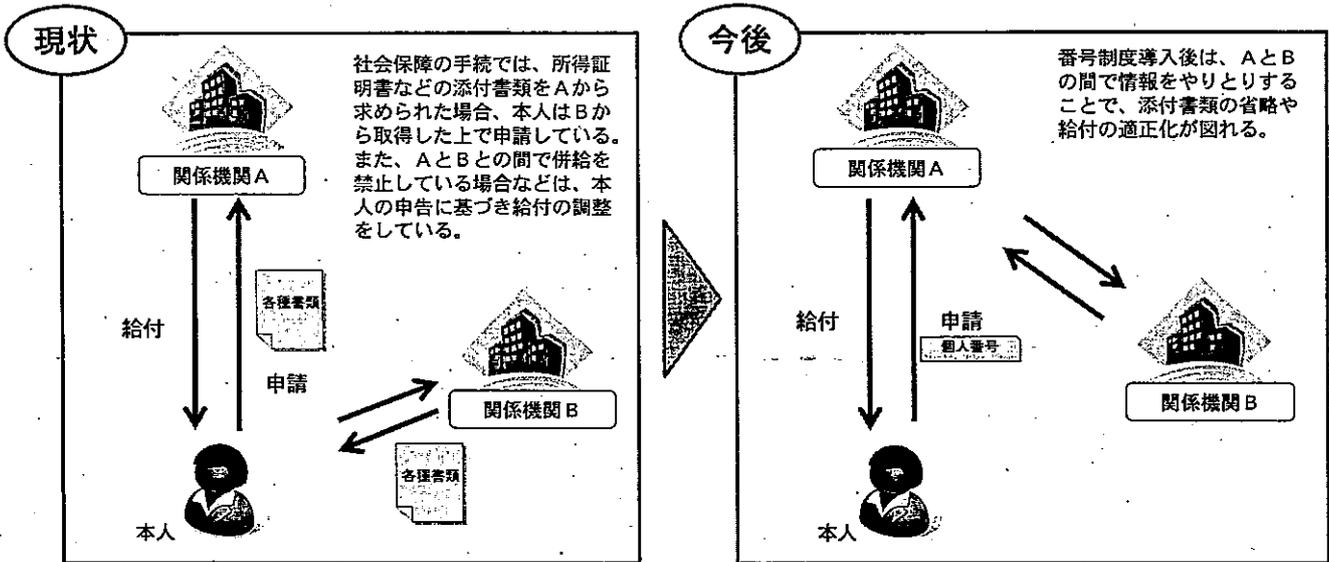
行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、真に手を差し伸べるべき者に対しての、よりきめ細やかな支援が期待される。



社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されることとなる。

諸手当申請書

個人番号の利用例(その1)



① 所得証明書等の添付省略

→国民年金保険料の免除、児童扶養手当の支給、高額療養費の決定 等

② 住民票の添付省略

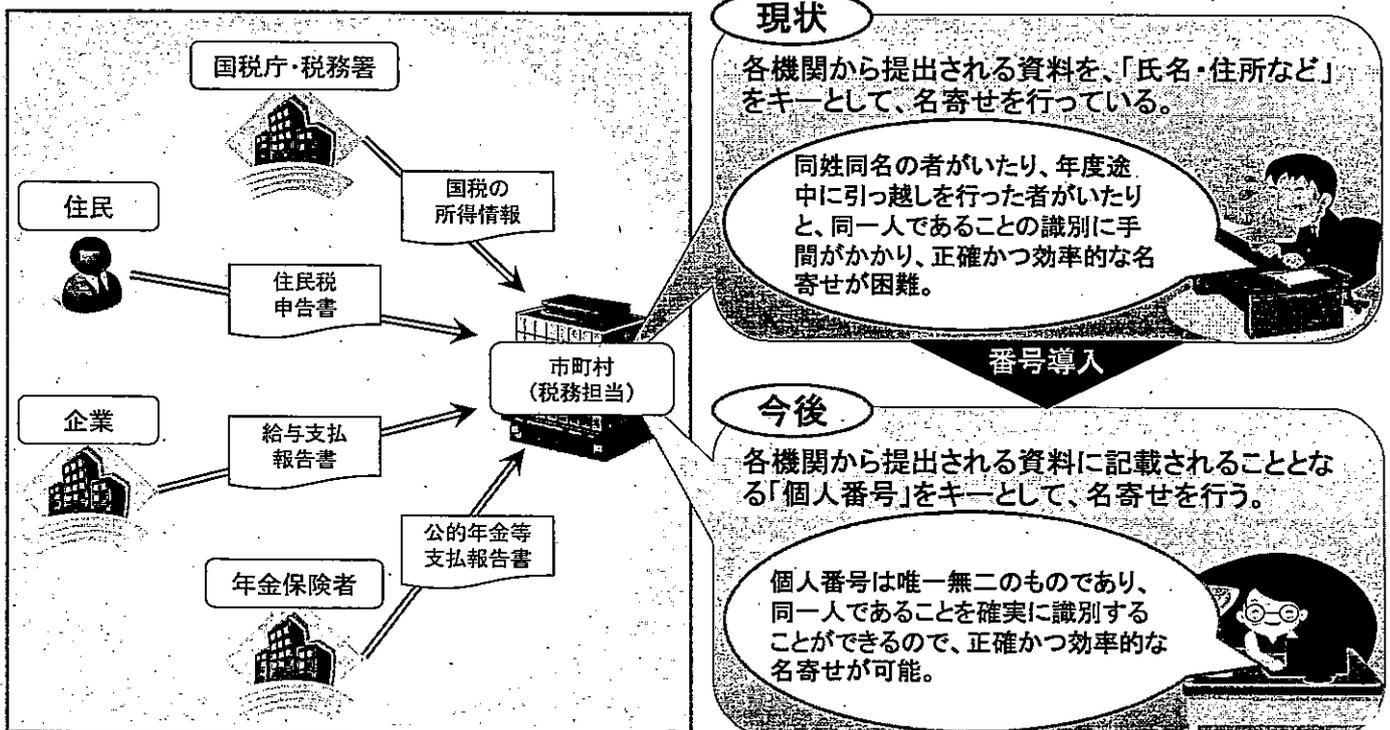
→未支給年金の請求、児童扶養手当の支給申請、雇用保険における未支給の失業等給付の申請 等

③ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上

→傷病手当金の支給申請者に関する障害厚生年金等の給付状況の確認 等

個人番号の利用例(その2)

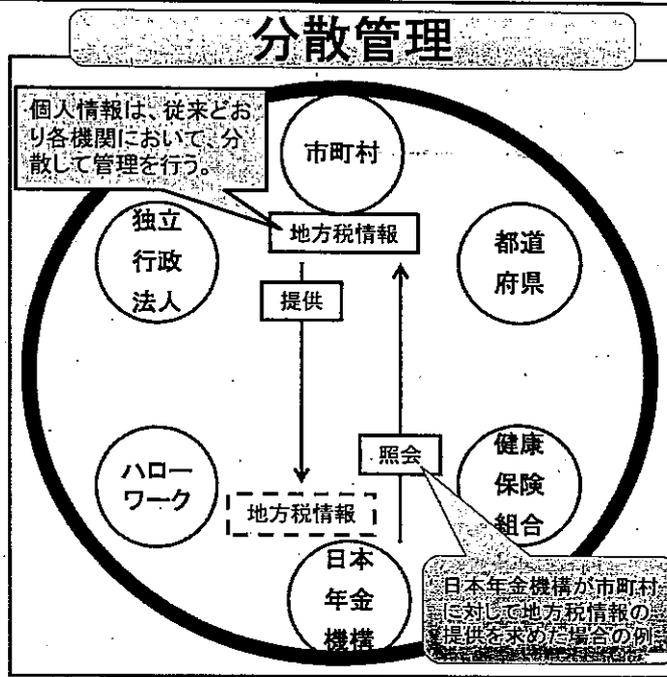
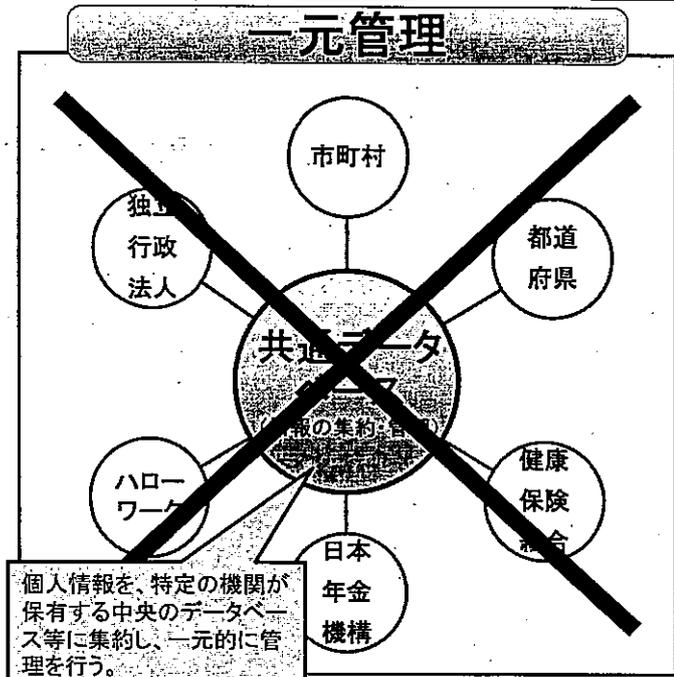
所得情報をより正確かつ効率的に把握できるようになります。



個人情報の管理の方法

✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。

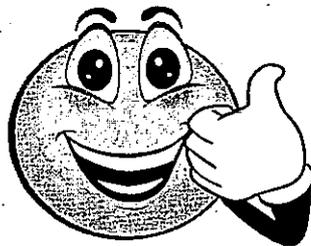
○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものに関し、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。



個人番号カード(ICチップ)の記録事項



個人番号カード(ICチップ)には、プライバシー性の高い個人情報が記録されているので、カードを盗まれたり落したりしたときに情報が漏れるの
で非常に心配。

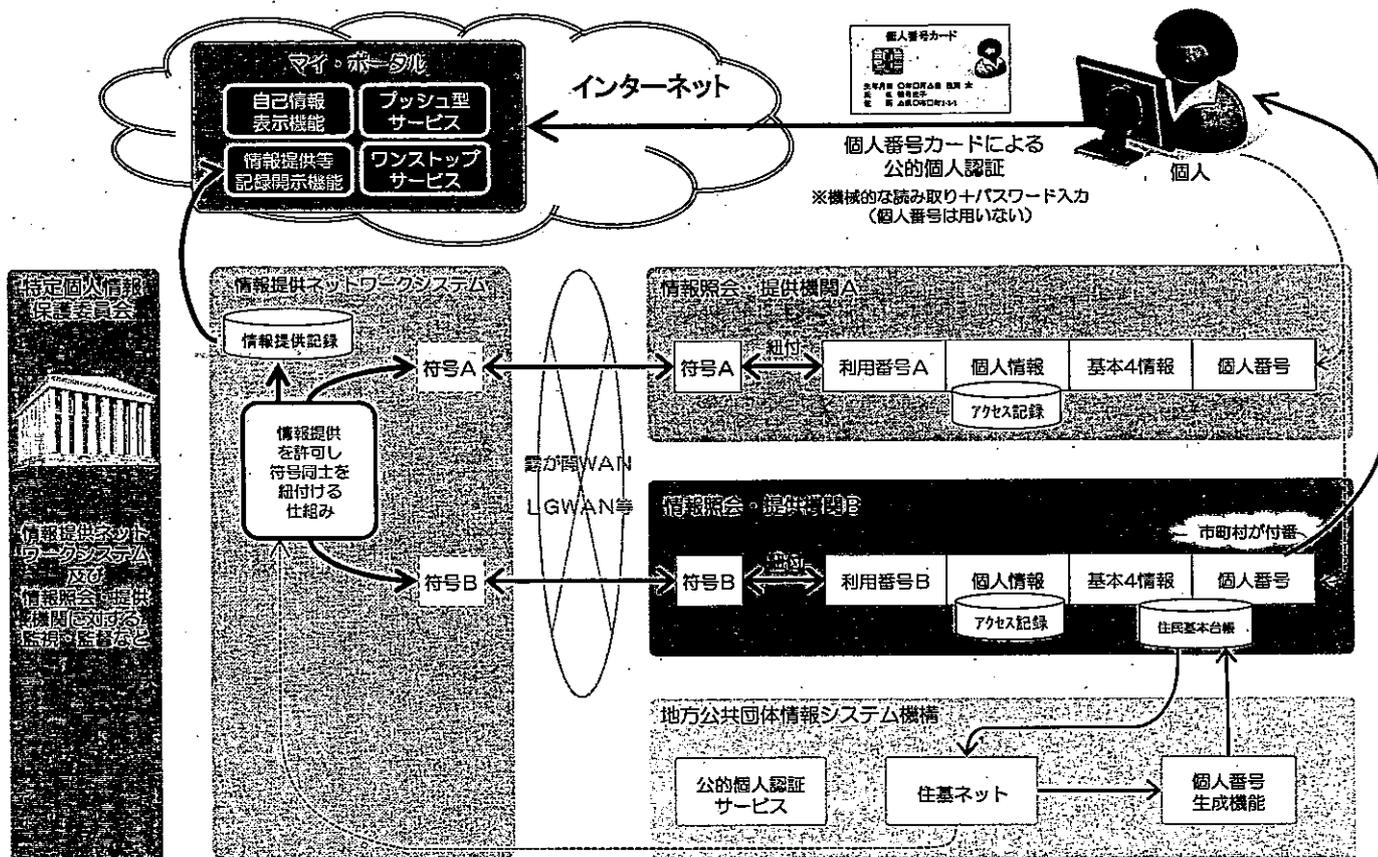


個人番号カード(ICチップ)に、
プライバシー性の高い個人情報は記録されない。

- 個人番号カード(ICチップ)に記録されるのは、①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等)、②総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。
- 『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報は記録されない。



番号制度における情報連携のイメージ



特定個人情報保護評価

行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関など）は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。（番号法第27条第1項）

特定個人情報保護評価とは

- 特定個人情報ファイルの保有・変更にあたり、プライバシーや特定個人情報へ及ぼす影響を事前に評価し、その保護のための措置を講じる仕組みをいい、米・加・豪・英等の諸国で行われているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）に相当するもの。
- 具体的には、特定個人情報を保有することでどのようなリスクがあり、そのリスクをどのようにして軽減・緩和しているかを、自ら所定の様式の評価書に記載し、公表するもの。

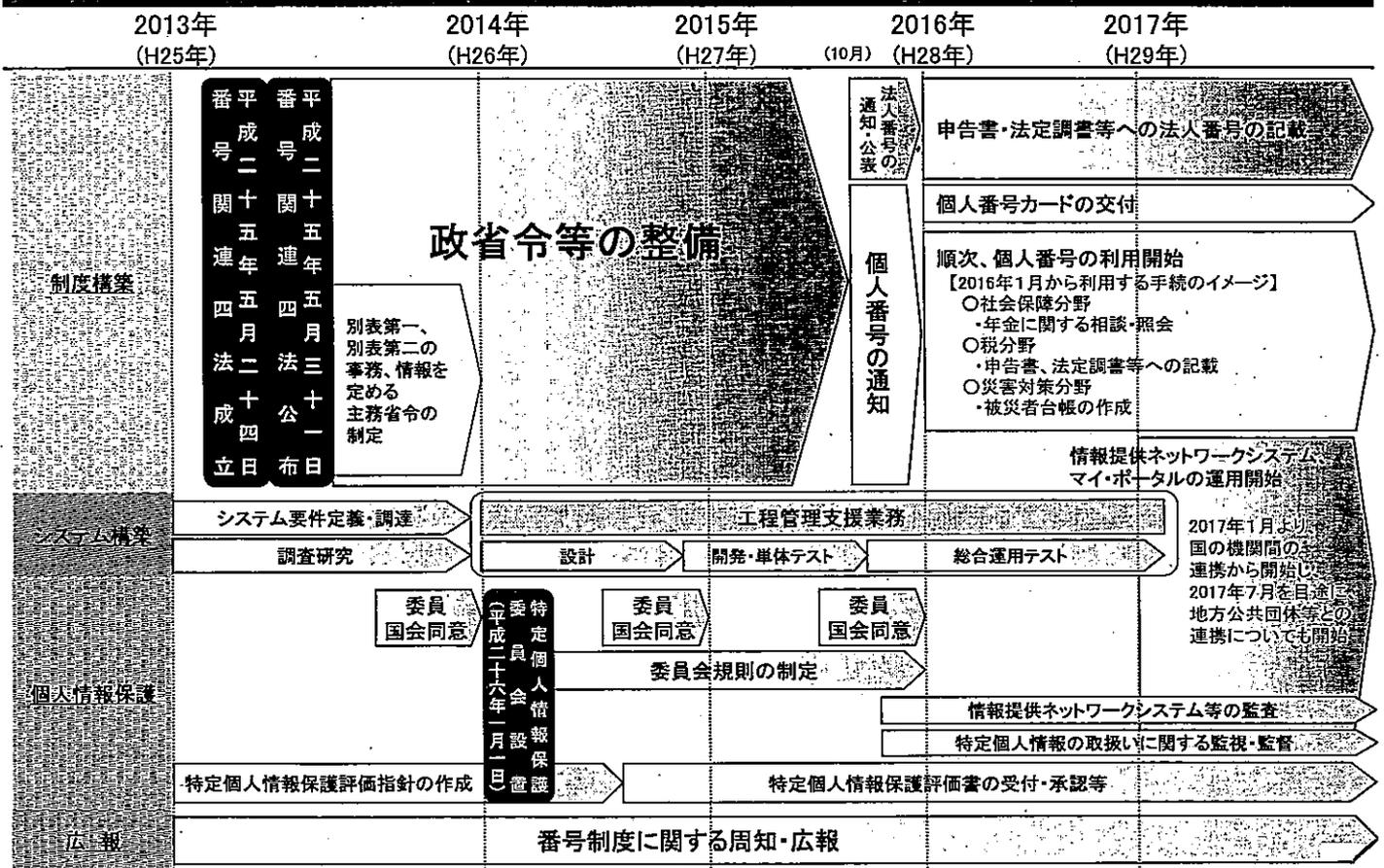
特定個人情報保護評価の対象

- 特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を保有する業務・システム

罰則の強化

行為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
		行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1 個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	-	-	
2 上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3 情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上			同上	
4 人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取・施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金				(割賦販売法 クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5 国の機関の職員等が、職権を濫用して特定個人情報記録された文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金			
6 委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用	同上	-	-	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7 委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8 委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	-	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9 偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金			30万以下の罰金	

社会保障・税番号制度導入のロードマップ(案)



社会保障・税番号制度庁内連絡会議

目的

番号制度の円滑な導入および有効活用
の推進を図る。

所掌事務

- 番号制度に係る情報共有・進行管理
- 番号制度の導入・運用に関する庁内の調整
- 番号制度の有効活用の推進
- 番号制度の県民等への啓発
- その他必要となる事項の調整・協議

番号制度に係る主な予定

- 情報システム改修・整備の開始までに特定個人情報保護評価実施
- H28年1月個人番号利用開始までに該当業務の対応準備、条例規則等改正
- H28年7月頃までに他団体等との情報連携に係る対応準備
- H29年7月から他団体等との連携開始

組織体系

番号制度庁内連絡会議(H25.10～)

- 座長 総合政策部次長
副座長 IT統括監
構成員 防災危機管理局、県民情報室、情報政策課、総務課、人事課、経営企画・協働推進室、税政課、市町振興課、健康福祉政策課、健康長寿課、障害福祉課、子ども・青少年局、労働雇用政策課、住宅課、教育総務課、学校支援課、スポーツ健康課の副局長または課(室)長

※ 対象業務の追加等に応じて見直す

部会

- 実務担当者部会(H25.12～)
- 今後の設置予定部会
 - 「情報システム調整部会(仮称)」
 - 「個人情報保護対策部会(仮称)」
 - 「番号制度活用部会(仮称)」